

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 3 編 第87条の 5	第 3 編 新設	平成14年 4 月 1 日からウイスキー及びブランデー等（以下「ウイスキー等」という。）の酒類に対する関税が無税となることに伴い、入国者が携帯し又は別送して輸入するウイスキー等について、関税定率法（明治43年 4 月15日法律第54号）の規定による簡易税率の適用がなくなるため、その代替措置として、酒税及び消費税（地方消費税を含む。）の率を統合した酒税の特例税率が 租税特別措置法に規定されたことから、その取扱いを規定した。
第87条の 6	第87条の 5	租税特別措置法の一部改正に伴い該当条文について、所要の整備を行った。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
第 3 編 租税特別措置法関係 第87条の 5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例 1 定義 措置法第87条の 5 《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第 1 項に規定する「輸入」とは、関税法（昭和29年法律第61号）第 2 条《定義》に定めるところによる。 2 酒税の税率の特例を適用する輸入ウイスキー等の範囲 措置法第87条の 5 《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》に規定する入国者の輸入ウイスキー等の税率の特例の適用範囲は、次による。 (1) 同条第 1 項に規定する「入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入するウイスキー等」とは、旅客及び乗務員（以下「旅客等」をいう。）が入国の際に携帯し又は別送して輸入するウイスキー等をいい、次のウイスキー等は含まない。 イ 船舶若しくは航空機の船長、機長若しくは乗組員が携帯し又は別送して輸入する託送ウイスキー等 ロ 旅客が携帯し又は別送して輸入する託送ウイスキー等のうち、当該旅客が消費税及び地方消費税に係る納税証明として輸入許可書の発給を希望するウイスキー等 (2) 同条第 2 項に規定する「商業量に達する数量のウイスキー等」とは、品目、数量及び価格並びに入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量のウイスキー等をいう。 なお、次の場合には「商業量に達する数量のウイスキー等」に該当しないものとして取り扱う。 イ 輸入貿易管理令（昭和24年12月 1 日政令第378	(新設)

改 正 後	改 正 前
号)第14条《特例》の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表二《入国者の携帯品等》に掲げるもの(品目ごとの課税数量が3個以下(「1個」とは、760CC程度のもの1本をいう。以下同じ。)のもの、品目ごとの課税数量が3個を超え10個以下であって、その課税価格が30万円程度以下のもの及び品目ごとの課税数量が10個を超え、かつ、それに該当するすべての品目の課税価格の合計額が30万円程度以下のものに限る。) である場合 ロ 輸入貿易管理令第14条《特例》の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表二《入国者の携帯品等》に掲げるもの以外のものであって、すべての課税価格の合計額が30万円程度以下である場合 (注) 品目とは、関税定率法(明治43年法律第54号)別表に掲げる番号区分による。 (3) 別送して輸入するウイスキー等で、入国の際に「携帯品・別送品申告書」の提出がなかったものであっても、明らかに身回品と認められるもの又は数量が少ないものについては、実情に応じ、入国者の輸入ウイスキー等に対する特例税率を適用しても差し支えない。 3 入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない場合 措置法第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項ただし書の規定により、入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない旨を税関に申し出た場合は、次により取り扱う。 (1) 旅客等が旅具検査の際に、自発的に、かつ、携帯し又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について一般税率によることを希望した場合に限り適用があるのであるから、それぞれのウイスキー等の一部についてのみ一般税率の適用を申し出ても受理しない。 なお、入国の際に携帯品とともに検査を受ける前	

改 正 後	改 正 前
送ウイスキー等については、携帯して輸入するウイスキー等として取り扱う。 (2) 入国者の輸入ウイスキー等に対する特例税率を適用して通関が行われた後、一般税率の適用を申し出た場合も受理しない。 (3) 別送品を数次にわたり分割して輸入する場合又は船舶の乗組員が携帯品を数港にわたって分割して輸入する場合は、最初に通関を行った際に適用した税率をじ後の輸入についても適用するものとし、これらの場合においては、「携帯品・別送品申告書」又は「乗組員携帯品申告書」の税関記入欄に、適用した税率の種類を記載する。 4 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるビールの範囲 措置法第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項第1号に規定する関税定率法別表第2203・00号（ビール）は、関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限るものであり、条約の締約国以外から携帯輸入等されるビールについては、関税が無税とされず、引き続き関税の簡易税率が適用されるのであるから留意する。 5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるリキュールの範囲 措置法第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項第4号に規定する関税定率法別表第2208・70号のうち「リキュール」には、人蔘酒、玫瑰露酒、竹葉青酒、五加皮酒、キュラソー等が含まれるので留意する。 6 別送する携帯品の免税の手續等 措置令第46条の6《別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の手續等》の取扱いについては、次による。 (1) 第1項に規定する「やむを得ない特別な事由」とは、次の場合をいう。 イ 当該物品を積載していた船舶又は航空機が遭難その他の事故により本邦に到着することが遅延し	

改 正 後	改 正 前
た場合 ロ 当該物品の輸出港又は輸入港において荷役のストライキその他これに類する事由によりウイスキー等の積卸しが遅延したため本邦に到着又は輸入することが遅延した場合 ハ その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合 (2) 携帯品の別送手続については、関税法上の定めに従うものとする。 第87条の<u>6</u> 外航船等に積み込む酒類の免税 1 (省略) 2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第29条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。 3 外航船等への積込みの承認の取扱い (1) 承認申請書の様式等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第2項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。 イ 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨 ロ～ハ (省略) (2) 承認の基準 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、原則として、措置規則第34条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量で	第87条の<u>5</u> 外航船等に積み込む酒類の免税 1 (同左) 2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第29条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。 3 外航船等への積込みの承認の取扱い (1) 承認申請書の様式等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第2項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。 なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。 イ 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨 ロ～ハ (同左) (2) 承認の基準 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、原則として、措置規則第34条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量で

改 正 後	改 正 前
は不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。 (3) 積込み酒類の選択 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積込もうとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。 (4) 包括承認の取扱い 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込もうとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空会社ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。 (5)～(6) (省略) 4 表示命令の取扱い (1) (省略) (2) 表示の方法等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。 5 輸出されたことを証する書類の取扱い 措置規則第36条《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》第2項に規定する「法第87条の<u>6</u>第1項の承認を受けた事実を証する書類」は、令第36条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。 (1) 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る承認年月日、承	は不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。 (3) 積込み酒類の選択 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積込もうとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。 (4) 包括承認の取扱い 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込もうとする都度与えることを原則とするが、機用品で積み込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空会社ごとに1か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。 (5)～(6) (同左) 4 表示命令の取扱い (1) (同左) (2) 表示の方法等 措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。 5 輸出されたことを証する書類の取扱い 措置規則第36条《外航船等に積み込む酒類等の免税手続》第2項に規定する「法第87条の<u>5</u>第1項の承認を受けた事実を証する書類」は、令第36条《輸出明細書》の規定による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。 (1) 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認に係る承認年月日、承

改 正 後	改 正 前
認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間 (2) (省略) 6 積込み承認書の写しの取扱い 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。 7 積換え等の場合の承認等の取扱い (1) 積換えの承認の取扱い 措置法第87条の<u>6</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項(措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項の規定を読み替え)の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、同条第1項の規定による積込み承認の場合の取扱いを準用する。 なお、機用品の積換えの場合において、同条第1項の規定による積込み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めたときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。 (2)～(3) (省略) 8～9 (省略)	認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間 (2) (同左) 6 積込み承認書の写しの取扱い 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。 7 積換え等の場合の承認等の取扱い (1) 積換えの承認の取扱い 措置法第87条の<u>5</u>《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項(措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項の規定を読み替え)の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、同条第1項の規定による積込み承認の場合の取扱いを準用する。 なお、機用品の積換えの場合において、同条第1項の規定による積込み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めたときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。 (2)～(3) (同左) 8～9 (同左)